

# 居宅介護支援事業重要事項説明書

(令和6年4月1日改定)

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

## 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人 あいち診療会
主たる事務所の所在地	〒468-0049 愛知県名古屋市中白区福池2丁目360番地の2
電話番号	052-895-6637
代表者（職名・氏名）	理事長 畑 恒土
設立年月日	平成5年3月8日

## 2. ご利用事業所の概要

事業所の名称	のなみ居宅介護支援事業所
所在地	〒468-0049 愛知県名古屋市中白区福池2丁目362番地の2
電話番号	052-899-3535
FAX番号	052-899-3534
事業所の指定番号	2371600566
指定年月日	平成14年4月30日

## 3. 営業日時

相談日	月曜日～金曜日（ただし祝日、12/31～1/3を除く）
相談時間	午前9時～午後5時30分

上記以外の連絡先（のなみ訪問看護ステーション）

電話 052-895-5806

## 4. 業務従事者

	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1名	本事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行います	常勤1名 (兼務)
介護支援専門員	2名	指定居宅介護支援の提供に当たります	常勤1名 非常勤1

## 5. サービスを提供する地域

天白区、緑区、南区、瑞穂区の一部

## 6. 事業の目的および運営の方針

事業の目的	事業所は、利用者に対して、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、居宅サービス計画の作成を支援し、各種の居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業所との連絡調整その他の便宜を図りながら適切な居宅介護支援を提供する事を目的とします。
運営の方針	<p>① 当事業者の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、適切な居宅サービス、保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。</p> <p>② 当事業者は、利用者の意志を尊重し、提供される居宅サービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に事業を行います。</p>

## 7. 提供するサービスの内容

内 容	提 供 方 法
居宅サービス計画の作成と各サービス提供事業者との調整	課題分析を行った上で利用者のニーズを把握し、居宅サービス計画を作成します。居宅サービス計画の作成に際し、利用者及びその家族が主体的にサービスを選定できるような支援を行います。選定の際に、利用者は複数の指定サービス業者の紹介を求めることができます。また、計画に位置付けたサービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。各サービス利用に関する事業者との調整を行い、必要に応じて保健福祉等の関係機関との連絡調整を行います。
ケアマネジメントの公正中立性の確保	<p>ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。</p> <p>① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス割合</p> <p>② 前6か月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合</p>
サービス実施状況及び課題の把握	介護支援専門員は、特段の事情がない限り、少なくとも1月1回、利用者の居宅に訪問し、サービスの内容が適切かどうかの確認をします。
給付管理	介護支援専門員は、①1か月単位で利用者の介護保険サービスの利用予定を作成し、②サービス提供事業者との調整を行い、③サービス提供後は実施内容を確認し、④国保連に必要書類を送付するという手順に沿った給付管理を行います。

## 8. 利用料

### (1) 利用料金

サービス利用料については、下表のとおりです。

介護保険適用となる場合は、下記利用料をお支払い頂く必要はありません。

ただし、介護保険適用の場合でも保険料の滞納等により、一旦利用料金を頂き、サービス提供証明書の後日提出で、差額の払い戻しを受けることができます。

基本単位数（要介護度1・2）			1,086単位	
基本単位数（要介護度3・4・5）			1,411単位	
加算 加算名称		単位数	算定回数・要件等	
初回加算		300単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分変更された場合	
入院時情報連携加算（Ⅰ）		250単位	利用者が入院した日のうち、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合	
入院時情報連携加算（Ⅱ）		200単位	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合	
退 院 ・ 退 所 加 算	カンファレンス 参加無	1回	450単位	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
		2回	600単位	
	カンファレンス 参加有	1回	600単位	
		2回	750単位	
		3回	900単位	
	通院時情報連携加算		50単位	
ターミナルケアマネジメント 加算		400単位	在宅で死亡した利用者に対して利用者または家族から同意を得たうえで算定する	

### (2) 交通費

無料です。利用者が通常の事業実施地域以外の遠隔地におられる場合は、交通費の実費をいただく場合があります。該当される方は、事前に詳細を説明させていただきます。

### (3) 解約料

解約についての料金は一切いただきません。

## 9. 介護支援専門員の交代

### (1) 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

### (2) 事業者からの担当センター、介護支援専門員の交代

事業者の都合により、担当介護支援専門員を交代することがあります。その場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

## 10. 主治の医師及び医療機関等との連携

事業者は利用者の主治の医師又は関係医療機関との間において、利用者の疾患に対する対応を円滑に行う為に、疾患に関する情報について必要に応じて連絡をとらせて頂きます。

そのために、入院、受診時等には、当該事業所名および担当介護支援専門員の名称を伝えて頂きますようお願いいたします。（医療保険証、お薬手帳等に当該事業所の介護支援専門員の名刺を添付する等の対応をお願いします。）

## 11. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

## 12. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 13. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、速やかに事務局において対応するとともに、保険者に報告するものとします。

## 14. 個人情報の取扱いについて

利用者及び家族の情報については次の記載するところにより必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。

### (1) 使用目的

事業者が介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

例外的に、災害時に市区町村から情報提供を求められ、安否確認を含めて情報提供する場合があります。

(2) 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は(1)に記載する目的の範囲内で最小限にとどめ、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払うこととします。
- ② 事業者は個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておきます。

(3) 個人情報の内容例

- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、利用者や家族個人に関する情報。
- ② 認定調査票(各調査項目及び特記事項)、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見。
- ③ その他の情報

## 15. 相談・苦情窓口

次のことについて、ご相談や苦情等ございましたら、当事業所窓口までお申し出ください。また下記の機関にも申し立てることができます。

- ① 当事業所が提供するサービスについて
- ② 居宅サービス計画に基づいて提供している各事業所のサービスについて

のなみ居宅介護支援事業所	名古屋市天白区福池2丁目362の2 ご利用時間 平日 9:00~17:00 窓口担当者 吉川 志津香 電話番号 052-899-3535 FAX 052-899-3534
名古屋市各区役所 介護保険相談窓口	各区役所の介護福祉課
名古屋市健康福祉局 介護保険課指導係	名古屋市東区東桜一丁目14番11号 DP スクエア東桜 8階 「名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課 東桜分室」 電話番号 052-959-3087
愛知県国民健康保険団体 連合会介護福祉室	電話番号 052-971-4165